

# 平成 31(2019)年産米・大豆・そば・麦のモニタリング検査について

平成 31(2019)年 3 月 29 日

農 政 課

## I 基本的な考え方

- 国のガイドラインやこれまでのモニタリング検査結果を踏まえ、モニタリング検査を継続し、放射性物質の低減状況を確認する。

## II 検査の概要

### 1 検査時期

出荷開始前、出荷初期段階

### 2 検査区域及び検査密度 ※1

#### (1) 米

対象区域	該当市町	検査密度	検査点数 (見込み)
① 検査区域Ⅰ	・ JA 区域 (9 地域)	JA 区域ごとに 1 点	9
② 検査区域Ⅱ	・ 吸収抑制対策実施地域 (日光市)	市町ごとに 1 点	1

#### (2) 麦

査対象麦種 (検査点数見込み)	小麦(4 点)、二条大麦 (4 点、ビール用を含む)、六条大麦(4 点) ※はだか麦は大麦を含む		
検査区域	汚染状況重点調査地域のある JA 区域 (3 地域) 作付面積 1 位の市町	各 1 点 1 点	
ロットの選定方法	検査区域で作付けされている麦種ごとに 最初のロット (1 点) を選定		

#### (3) 大豆

検査区域	該当市町	検査密度	検査点数 (見込み)
① 検査区域Ⅰ	・ JA 区域 (9 地域)	JA 区域ごとに 1 点	9
② 検査区域Ⅱ	・ 吸収抑制対策実施地域 (4 市町)	市町ごとに 1 点	4

#### (4) そば

検査区域	該当市町	昨期	検査密度	検査点 数 (見込み)
① 検査区域Ⅰ	・ JA 区域 (9 地域)	秋そば	JA 区域ごとに 1 点	9
② 検査区域Ⅱ	・ 吸収抑制対策実施地域 (2 市町)	秋そば	市町ごとに 1 点	2
		夏そば		

※1 検査点数 (見込み) は、平成 30 年度の実績をもとに算出

※2 検査区域の作付面積が 3ha に満たない場合は、2ha に 1 点

### 3 検査方法

- (1) 農業振興事務所は、市町、集荷団体等と連携し、検査計画に基づき、収穫、乾燥・調製された生産物を出荷前の段階でサンプリングする。
- (2) 農業試験場において、ゲルマニウム半導体検出器により測定する。

### 4 検査結果の取扱い

- (1) 50Bq/kg超(100Bq/kg 以下)の放射性セシウムが検出された場合、栽培管理の状況や周辺ほ場の調査を行ない、地域的な広がりを確認した際には、市町単位は旧市町村の水準にする等、検査を強化する。
- (2) 検査区域で 100Bq/kg 超が検出された場合、さらに詳細な検査を行ない、基準値を超える放射性セシウムが再度検出される等、地域的な広がりを確認した際には、当該区域の出荷自粛を要請する。